

令和6年 第1回

津 軽 広 域 水 道 企 業 団 議 会 定 例 会

会 議 録

令和6年2月15日 開会

令和6年2月15日 閉会

津 軽 広 域 水 道 企 業 団

提出議案目録

- 議案第 1 号 令和 5 年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 2 号 令和 6 年度津軽広域水道企業団水道事業会計予算
- 議案第 3 号 津軽広域水道企業団水道用水供給事業及び水道事業の設置等に関する
条例等の一部を改正する条例案
- 議案第 4 号 津軽広域水道企業団企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一
部を改正する条例案
- 議案第 5 号 津軽広域水道企業団職員定数条例の一部を改正する条例案
- 議案第 6 号 津軽広域水道企業団水道事業給水条例等の一部を改正する条例案

（以上 2月15日 提出）

令和6年第1回 津軽広域水道企業団議会定例会 議事日程

令和6年2月15日 午後2時 開議

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 諸般の報告

第5 議案審議

議案第1号 令和5年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）

議案第2号 令和6年度津軽広域水道企業団水道事業会計予算

議案第3号 津軽広域水道企業団水道用水供給事業及び水道事業の設置等に関する
条例等の一部を改正する条例案

議案第4号 津軽広域水道企業団企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一
部を改正する条例案

議案第5号 津軽広域水道企業団職員定数条例の一部を改正する条例案

議案第6号 津軽広域水道企業団水道事業給水条例等の一部を改正する条例案

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	弘前市副市長	出崎和夫	議員	7番	田舎館村長	鈴木孝雄	議員
2番	黒石市長	高樋憲	議員	8番	板柳町長	葛西健人	議員
3番	五所川原市長	佐々木孝昌	議員	9番	鶴田町長	相川正光	議員
4番	平川市副市長	古川洋文	議員	10番	つがる市副市長	今正行	議員
6番	藤崎町長	平田博幸	議員				

《欠席議員》（1名）

5番 青森市長 西秀記 議員

地方自治法第121条による出席者

企業長	櫻田宏	代表監査委員	菊地清夫
副企業長	倉光弘昭	監査委員	台丸谷 績

事務局長	千葉亨	西北事業部長	加藤武彦
津軽浄水課長	工藤和生	西北総務課長	中野雅仁
津軽工務課長	藤田守正	西北工務課長	小林良太
津軽浄水課長補佐	清野真人		
津軽工務課長補佐	盛吉明		
津軽総務課総務係長	成田和正		

議会事務局出席職員

書記長	津軽総務課長	田中知巳	書記	津軽総務課長補佐	川辺貴志
-----	--------	------	----	----------	------

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
午後 2 時00分 開会

○議長（高樋憲議員） これより、令和 6 年第 1 回津軽広域水道企業団議会定例会を開会いたします。

前回の議会後に、議員の異動がありましたので、ご紹介申し上げます。

昨年 9 月、藤崎町長に再選されました平田博幸氏が議員に再任されました。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
○議長（高樋憲議員）

ただいまの出席議員は 9 名で、定足数に達しております。

よって、これより会議を開きます。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
○議長（高樋憲議員） 日程第 1、「議席の指定」を行います。

今回再任いたしました、平田議員の議席は、会議規則第 3 条第 2 項の規定により、6 番に指定いたします。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
○議長（高樋憲議員） 日程第 2、「会議録署名議員の指名」を行います。

10 番今正行議員、1 番出崎和夫議員を指名いたします。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
○議長（高樋憲議員） 日程第 3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日一日としたいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日一日と決定いたしました。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
○議長（高樋憲議員） 日程第 4「諸般の報告」をいたさせます。

○書記長（田中知巳） （朗読）

諸般の報告

- 一 企業長提出議案 議案第 1 号から第 6 号までの以上 6 件
- 一 監査報告 津広水監発第 4 号の以上 1 件 以上

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、諸般の報告は終わりました。



○議長（高樋憲議員） 日程第5、議案第1号から第6号までの以上6件を一括議題とし、理事者より提案理由の説明を求めます。企業長。

○企業長（櫻田宏） 本日招集いたしました令和6年第1回津軽広域水道企業団議会定例会に提出いたしました議案について、その概要をご説明申し上げます。

議案第1号は、「令和5年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）」であります。

内容は、第1章津軽事業部水道用水供給事業の当初予算第6条に定めた債務負担行為に汚泥脱水機給水ユニット用インバータ修繕工事を追加し、導・送水管路維持管理事業を変更するものであります。

議案第2号は、「令和6年度津軽広域水道企業団水道事業会計予算」であります。

初めに、第1章津軽事業部水道用水供給事業についてご説明申し上げます。

令和6年度の業務の予定量として、年間総用水供給量を、2381万8000立方メートルと見込んでおり、収益的収支においては、用水供給事業収益に27億5332万8000円を、用水供給事業費用に23億1297万5000円を計上しております。

また、資本的収支においては、資本的収入に3726万円を、資本的支出に7億5513万7000円を計上しております。

主要な建設改良事業として、浄水施設等耐震・更新事業に9052万5000円を、導水管路耐震化事業に6063万2000円を、送水管路耐震化事業に704万円を計上しております。

次に、第2章西北事業部水道事業についてご説明申し上げます。

業務の予定量として、給水戸数1万3651戸に対し、年間総給水量を266万立方メートルと見込んでおります。

収益的収支においては、水道事業収益に14億6200万円を、水道事業費用に14億7708万円を計上しております。

また、資本的収支においては、資本的収入に4億8082万6000円を、資本的支出に10億1774万円を計上しております。

主要な建設改良事業として、老朽管更新事業等に4億9153万2000円を計上しております。

議案第3号は、「津軽広域水道企業団水道用水供給事業及び水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例案」であります。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を整理するため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第4号は、「津軽広域水道企業団企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の

一部を改正する条例案」であります。

令和6年度から、会計年度任用職員へ勤勉手当の支給を開始するため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第5号は、「津軽広域水道企業団職員定数条例の一部を改正する条例案」であります。

今後の業務量に対応する組織体制を構築するため、職員定数の見直しをしようとするものであります。

議案第6号は、「津軽広域水道企業団水道事業給水条例等の一部を改正する条例案」であります。

水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管する水道法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

以上が、本日提出いたしました議案の概要であります。西北事業部経営協議会の開催状況報告につきましては、西北担当副企業長より、また、議案の詳細につきましては、事務局より補足説明いたさせますので、十分にご審議の上、原案どおり御議決くださるようお願いいたします。

以上であります。

○議長（高樋憲議員） 倉光副企業長。

○副企業長（倉光弘昭） 西北事業部経営協議会の開催状況につきまして、ご報告いたします。

本定例会に、企業長が提案しております議案のうち、西北事業部水道事業に係わる部分につきましては、去る2月7日に西北事業部経営協議会を開催いたしまして、十分なる審議を経ているものでございます。

なにとぞ、慎重ご審議のうえ、原案のとおり、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。西北事業部経営協議会の開催状況報告といたします。

以上でございます。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、提案理由の説明は終わりました。これより、審議を進めます。

初めに、議案第1号「令和5年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）」について審議をいたします。事務局より補足説明があります。事務局長。

○事務局長（千葉亨） 議案第1号について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第2条債務負担行為につきましては、予算第1章第6条に定めた債務負担行為に汚泥脱

水機給水ユニット用インバータ修繕工事を追加し、導・送水管路維持管理事業を変更するものであります。

汚泥脱水機給水ユニット用インバータ修繕工事は、世界規模の半導体不足等により機器調達に6か月以上の期間を要することから、期間を令和5年度から令和6年度とし、限度額を181万5000円とするものであります。

また、導・送水管路維持管理事業は、人件費や物価の上昇、点検整備業務内容の変更が必要となったことから、限度額を1926万1000円から2220万9000円へ増額するものであります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第1号は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「令和6年度津軽広域水道企業団水道事業会計予算」について審議をいたします。事務局より補足説明があります。事務局長。

○事務局長（千葉亨） 議案第2号について、補足説明を申し上げます。

私からは、第1章津軽事業部水道用水供給事業について補足説明を申し上げますので、お手元に配付しております令和6年度予算書の1ページをお開き願います。

初めに、第2条業務の予定量の（2）年間総用水供給量は、用水供給先10市町村からの年間受水量の報告及び過去の実績水量をもとに推計し、年間2381万8000立方メートルと見込んでおります。

これは、前年度予定量と比較して6000立方メートルの微増となっております。

これにより、（3）一日平均用水供給量は、6万5255立方メートルと見込んでおります。

続きまして、第3条収益的収入及び支出についてご説明いたしますので、予算書の5ページをお開き願います。

収入の部、第1款用水供給事業収益、第1項営業収益には、第1目供給収益23億2383万5000円を計上しております。

また、第2項営業外収益には、第1目受取利息及び配当金2004万2000円、第2目長期前受金戻入3億3160万6000円、第3目雑収益7784万5000円の合計4億2949万3000円を計上しております。

なお、第3目雑収益の主なものは、水力発電による売電収入であります。

以上により、第1款用水供給事業収益の総額は、27億5332万8000円となり、前年度と比較して、9029万2000円、3.4%の増となっております。

次に、支出の部について、ご説明いたします。

第1款用水供給事業費用、第1項営業費用には、原水及び浄水費などの営業活動に要する費用として、21億9063万7000円を計上しております。

また、第2項営業外費用には、支払利息など営業活動に係る費用以外の費用として、1億2233万8000円を計上しております。

以上により、第1款用水供給事業費用の総額は、23億1297万5000円となり、前年度と比較して、4605万7000円、2.0%の減となっております。

なお、費用が減少した主な要因は、No.2浄水池及び水力発電設備などの修繕費の減少によるものであります。

これにより、収入から支出を差し引いた消費税抜きの当年度純利益は、4億2424万4000円となり、前年度と比較して、1億2959万1000円、44.0%の増となっております。

続きまして、第4条資本的収入及び支出についてご説明いたしますので、予算書の6ページをお開き願います。

収入の部、第1款資本的収入、第1項企業債には、建設改良費に充てる収入として3200万円を、第2項投資有価証券売却収入には526万円を計上しております。

以上により、第1款資本的収入の総額は、3726万円となり、前年度と比較して3000万円、44.6%の減となっております。

次に、支出の部について、ご説明いたします。

第1款資本的支出、第1項建設改良費には、浄水施設等耐震・更新事業、導水管路耐震化事業などの費用として2億902万8000円を、第2項投資有価証券には、国債等の

購入費として3億円を、第3項企業債償還金には、2億4610万9000円を計上しております。

以上により、第1款資本的支出の総額は7億5513万7000円となり、前年度と比較して1億7248万8000円、29.6%の増となっております。

なお、支出が増加した主な要因は、導水管路耐震化（二重化）事業設計業務及び粉末活性炭設備更新詳細設計業務などの委託料の増加によるものであります。

以上が、資本的収入及び支出についてであります。予算書の1ページにお戻りいただきまして、第4条の本文のカッコ書きに記載しておりますとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7億1787万7000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1560万8000円、減債積立金2億4610万9000円及び過年度分損益勘定留保資金4億5616万円で補てんすることとしております。

続きまして、第5条継続費についてご説明いたしますので、予算書の2ページをご覧ください。

第5条継続費には濃縮槽汚泥掻寄設備更新事業として、3億6314万3000円を、また、苛性ソーダ貯槽更新事業として、2億4325万4000円を、両事業とも令和6年度から令和8年度の3年間の事業として計上しております。

次に、第6条債務負担行為には、総合浄水場運転管理等業務委託に、限度額2億8265万6000円を、脱水汚泥収集運搬処分事業に、限度額を収集運搬処分に要する経費とし、導・送水管路維持管理事業に、限度額1804万円を計上しております。

最後に、第7条から第11条には、企業債、一時借入金の限度額などを定めております。

以上で、第1章の補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 西北事業部長。

○西北事業部長（加藤武彦） 私からは、第2章西北事業部水道事業について、補足説明を申し上げますので、予算書の3ページをお開き願います。

はじめに、第2条業務の予定量であります。 （1）給水戸数は1万3651戸で、前年度より33戸の減を見込んでおります。

（2）年間総給水量は、266万立方メートルで前年度より1万立方メートルの減を見込んでおります。

（4）主要な建設改良事業では、老朽管更新事業に、4億9153万2000円を計上して

おり、口径75～200ミリメートルの配水管約5000メートルを布設替えする予定であります。

続きまして、第3条収益的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入の部であります。第1項営業収益には、給水収益など8億7210万3000円、第2項営業外収益には、他会計補助金など5億8989万7000円を計上しております。

以上により、第1款水道事業収益の総額は、14億6200万円となり、前年度と比較して、2億7618万4000円、23.3%の増となっております。

次に、支出の部であります。第1項営業費用には、受水費など営業活動に要する費用として13億6299万3000円、第2項営業外費用には、支払利息など営業活動以外の費用として8208万7000円、第3項特別損失には、取水施設等の撤去に係る費用として、3200万円を計上しております。

以上により、第1款水道事業費用の総額は、14億7708万円となり、前年度と比較して、1億2774万円、8.0%の減となっております。

これにより、収入から支出を差し引いた消費税抜きの当年度純損失は、6419万円を見込んでおります。

なお、この純損失は、資本金の減資で処理する予定であります。

続きまして、第4条資本的収入及び支出についてご説明いたします。

まず、収入の部であります。第1項企業債には、3億5490万円、第2項国庫補助金には、1億1697万6000円、これらは、老朽管更新事業の財源であります。

第3項出資金には、895万円を計上しております。

以上により、第1款資本的収入の総額は、4億8082万6000円となり、前年度と比較して、1億1472万5000円、31.3%の増となっております。

次に、支出の部であります。第1項建設改良費には、6億8141万5000円、第2項企業債償還金には、3億3632万5000円を計上しております。

以上により、第1款資本的支出の総額は、10億1774万円となり、前年度と比較して、7490万5000円、7.9%の増となっております。

これにより、第4条本文のカッコ内に記載しております、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億3691万4000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4911万円、過年度分損益勘定留保資金4億8780万4000円で、補てんすることとしております。

続きまして、第5条債務負担行為についてご説明いたしますので、4ページをお開き願います。

第5条の債務負担行為には、いずれも水道料金徴収事務等業務委託3億6300万円、水道料金検討審議会支援業務委託575万円を計上しております。

最後に、第6条から第10条には、企業債、一時借入金の限度額などを定めております。

以上で、第2章西北事業部水道事業の補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第2号は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「津軽広域水道企業団水道用水供給事業及び水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例案」について審議いたします。事務局より補足説明があります。事務局長。

○事務局長（千葉亨） 議案第3号について補足説明を申し上げます。

令和6年4月1日から施行する地方自治法の一部改正に伴い、津軽広域水道企業団水道用水供給事業及び水道事業の設置等に関する条例及び津軽広域水道企業団企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の2つの条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、指定公金事務取扱者制度の創設に伴い、適用する条項が繰り下がるため、地方自治法第243条の2を第243条の2の7に、同法第243条の2の2を第243条の2の8に、また、地方自治法施行令第173条を第173条の4にそれぞれ改めるものであります。

また、併せて、議会の議決を要する負担付きの寄付又は贈与の受領の額及び議会の議決を要する法律上の義務に属する損害賠償の額について、他団体を参考に改正するものであります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第3号は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「津軽広域水道企業団企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案」について審議いたします。事務局より補足説明があります。事務局長。

○事務局長（千葉亨） 議案第4号について補足説明を申し上げます。

令和5年5月に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和6年4月1日から、パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったこと及び国の事務マニュアルが見直され、会計年度任用職員に対する勤勉手当について、適切に支給すべき旨が示されたことから、当企業団においても会計年度任用職員へ勤勉手当を支給するため、所要の改正をしようとするものであります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第4号は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高樋憲議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「津軽広域水道企業団職員定数条例の一部を改正する条例案」について審議いたします。事務局より補足説明があります。事務局長。

○事務局長(千葉亨) 議案第5号について補足説明を申し上げます。

企業団における今後の業務量に対応する組織体制を構築するため、職員定数の見直しをしようとするものであります。

津軽事業部においては、用水供給対象地域の拡大、更新事業の増大、広域化の検討及び熟練技術者からの技術継承などによる今後の業務量の増加に対応するため、定数を28人から30人に改正しようとするものであります。

また、西北事業部においては、津軽事業部からの用水受給開始に伴う浄水場の廃止及び委託の拡大などによる業務量の減少に対応するため、定数を37人から15人に改正しようとするものであります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長(高樋憲議員) 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高樋憲議員) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高樋憲議員) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第5号は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高樋憲議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「津軽広域水道企業団水道事業給水条例等の一部を改正する条例案」について審議いたします。事務局より補足説明があります。西北事業部長。

○西北事業部長(加藤武彦) 議案第6号について補足説明を申し上げます。

令和6年4月1日から施行する水道法の一部改正に伴い、津軽広域水道企業団水道事業給水条例及び津軽広域水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の2つの条例の一部を改正するものであります。

改正内容については、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管することに伴い、関係する規定を改正するものであります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第6号は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、本定例会に付議された案件は、終了いたしました。よって、会議を閉じます。

企業長から、ご挨拶があります。企業長。

○企業長（櫻田宏） 令和6年第1回津軽広域水道企業団議会定例会の閉会にあたり、ごあいさつを申し上げます。

本定例会におきましては、令和5年度補正予算、令和6年度予算及び条例の一部改正など、提出いたしました各議案について、慎重なご審議を賜り、本日ここに全議案議了、ご決定をいただきました。誠にありがとうございました。

今冬は暖冬少雪で、生活の上では楽だとの声も聞かれておりますが、まだまだ寒暖の差がある日が続きますので、議員の皆様には、くれぐれも健康にご留意され、一層のご活躍を祈念申し上げまして、閉会に当たってのあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（高樋憲議員） これをもちまして、令和6年第1回津軽広域水道企業団議会定例会を閉会いたします。

午後2時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

津軽広域水道企業団議会

議 長 高 樋 憲

(黒石市長)

署名議員 今 正 行

(つがる市副市長)

署名議員 出 崎 和 夫

(弘前市副市長)
